

白石町訓令乙第54号

白石町未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 白石町は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、白石町内への移住・定住の促進及び地域の担い手不足の解消に資するため、佐賀県外から白石町に移住した者が、本事業の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において白石町未来につなぐさが移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その移住支援金については、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 白石町へ住民票を異動し、生活の本拠を白石町へ移すことをいう。
- (2) さがジョブナビ 佐賀県で就職を希望する全ての求職者と人材を募集している佐賀県内の企業を結ぶ佐賀県の就職情報サイトをいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少が10%以上の市町村をいう。

(5) 起業支援金 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づき佐賀県が起業者に対して支出する起業支援金をいう。

（移住支援金の交付対象者）

第3条 移住支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に定める要件を全て満たし、18歳未満（移住支援金の申請日の属する年度の4月1日時点）の世帯員を帯同して白石町へ移住した者のうち、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当する者又は第1号に規定する要件を全て満たし転入時の年齢が59歳以下の者のうち、第6号又は第7号のいずれかの要件に該当する者とし、かつ、世帯向けの金額を申請する場合にあっては、第8号の要件に該当する者とする。この場合において、胎児の時点で転入し、転入後に出生した子が申請時に同居している場合は、18歳未満の世帯員を帯同して移住した者とみなす。ただし、白石町東京圏在住者移住支援金交付要綱（令和元年10月1日白石町訓令乙第61号）に基づく移住支援金の対象となる者及び事業引継ぎ奨励金交付要領に基づく移住加算奨励金の交付を受ける者は除く。

（1） 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に在住していたこと。ただし、住民票を移す直前に県内の他市町において農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前のことと指す。

（イ） 移住する直前に、連続して1年以上、佐賀県外に在住していたこと。ただし、住民票を移す直前に県内の他市町において農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前のことと指す。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以降に白石町へ転入した者であること又は令和6年4月1日以後に転入し、令和7年4月1日以後に次号から第7号までの要件を満たしている者であること。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。ただし、佐賀県外から白石町に転入し、農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受講した者については、転入日は当該研修を受講するために佐賀県外から白石町に住民票を移した日とし、転入後の当該研修期間については、申請期間である1年間の算定に含めない。また、別表第1に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業(林業作業士研修対象者)を活用した者については、就業開始日から研修開始日までの期間を、申請期間である1年間の算定に含めない。
- (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して白石町に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 過去10年以内に交付対象者を含む世帯員が移住支援金を地方自治体から受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、その交付申請日から5年以上経過し、18歳以上となり、佐賀県及び白石町が移住支援金の対象と認める場合を除く。
- (エ) 町税を滞納していないこと。
- (オ) その他佐賀県及び白石町が移住支援金の対象として不適当と認めたものでないこと。

(2) 就職に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在

すること。

イ 就業先が、佐賀県が県実施要領第5に規定する移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県実施要領第5の2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、「さがジョブナビ」に当該求人が掲載されている期間中であること。

カ エに掲げる法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 上記イの求人への就職日が、転入日の3か月前の日以降であること。

(3) 起業に関する要件として、県実施要領第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) 農林漁業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 農林漁業に就業した者のうち、別表第1に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。

イ 転入日の3か月前の日以降に、白石町内において農林漁業に就業又は就業のための研修を開始したこと。

ウ 移住支援金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(5) 空き家活用に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 白石町の空き家・空き地バンク制度を活用し、居住することを目

的として空き家(戸建てに限る。)を取得した者であること。ただし、空き家を取得した者にとって売主が3親等以内の親族でないこと。

イ 令和6年4月1日以降に、当該空き家を取得したこと。

ウ 当該空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移した者であること。

エ 移住支援金の申請日から5年以上、居住することを目的として当該空き家を継続して保有する意思を有していること。

(6) 伝統工芸等に関する要件として、ア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウに該当すること。

ア 転入の3か月前の日以降に、別表第2に掲げる事業者(佐賀県内に限る。)に技術職・技能職として就業した者又は別表第2に掲げる事業者(佐賀県内に限る。)として新たに開業した者で製作・生産を行う者であること。

イ アを目的として、転入の3か月前の日以降に、佐賀県窯業技術センターが実施する窯業人材育成研修事業一般研修の受講を開始した者であること。

ウ 別表第2に掲げる產品の扱い手として、移住支援金の申請日から5年以上、就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続するする意思を有している(一定期間の就業後、就業先を退職し、当該產品の扱い手として独立開業する意思を有している場合も含む。)こと。

(7) スポーツ振興に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、佐賀県が進めるSAGAスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県SASPアスリートジョブサポエントリー企業(法人)であること。

イ 佐賀県SASPアスリートジョブサポエントリー企業(法人)に就業した者のうち、別表第1に掲げる人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること。

ウ 転入日の3か月前の日以降に、当該法人に就業したこと。

エ 申請時において、当該法人に連續して3か月以上在職しているこ

と。

オ 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務し、佐賀県内において、スポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。

(8) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 交付対象者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 交付対象者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

ウ 交付対象者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも令和 7 年 4 月 1 日以降に白石町へ転入した者であること又は令和 6 年 4 月 1 日以後に転入し、令和 7 年 4 月 1 日以後に第 2 号から前号までの要件を満たしていること。

エ 交付対象者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも移住支援金の申請時において移住後 3 か月以上 1 年以内であること。

オ 交付対象者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第 4 条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては 100 万円、単身の申請の場合にあっては 60 万円とする。

(交付の申請)

第 5 条 移住支援金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、白石町未来につなぐさが移住支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 移住後の住民票の謄本

(3) 移住元の住民票の除票、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）。申請者が外国人の場合は、永住者、日

本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類

- (4) 別表第3に掲げる証明書類等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 移住支援金の申請日から5年以内に白石町での居住が困難となった場合又は移住支援金の申請日から1年以内に就業に関する要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び白石町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、第5条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、移住支援金の交付を決定し、白石町未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、予算上の都合その他の理由により移住支援金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 移住支援金の交付決定を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、前条第1項の規定による通知を受領後、速やかに白石町未来につなぐさが移住支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の申請日から 3 年未満で白石町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- オ 白石町移住・定住支援「空き家・空き地バンク物件」空き家改修事業補助金の交付決定を取り消された場合
- カ 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後 1 年以内に農林漁業に就業しなかった場合又は農林漁業に就業後 1 年以上継続しなかった場合
- キ 伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後 1 年以内に伝統工芸等に就業若しくは開業をしなかった場合又は伝統工芸等へ就業若しくは開業後 1 年以上継続しなかった場合
- ク スポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等が取り消された場合
- ケ 第 6 条第 2 号の規定による報告及び立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- コ アからケまでに定めるもののほか、法令又は交付決定の条件等に違反したと認めるとき。

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に白石町から転出した場合
(交付手続の特例)

第 10 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出及び規則第 13 条に規定する補助金等の額の確定に係る通知は省略するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 16 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適

用する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 実施主体 | 人材確保支援策 |
|------|-----------------|-------------------------------|
| 農業 | 佐賀県 | 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金） |
| 漁業 | 佐賀県漁業就業者支援協議会 | 経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者） |
| 林業 | 全国森林組合連合会 | 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業土研修対象者） |
| スポーツ | 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 | S S P 選手・指導者佐賀定着支援金 |
| | 佐賀県 | S S P アスリートジョブサポによる職業紹介 |

別表第2（第3条関係）

| 產品名 | 事業者 | 団体等 |
|---------|---|--|
| 伊万里・有田焼 | 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右欄に掲げる団体に加入する事業者 | 佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む）、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左欄市町の商工会議所又は商工会 |
| | 有田町、伊万里市、武雄市又は | 肥前陶土工業協同組 |

| | | |
|---------|--|--------------------------------|
| | 嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右欄に掲げる団体に加入する事業者 | 合、左欄市町の商工会議所又は商工会 |
| | 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右欄に掲げる団体に加入する事業者 | 唐津焼協同組合、唐津観光協会、左欄市町の商工会議所又は商工会 |
| 唐津焼 | 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右欄に掲げる団体に加入する事業者 | 左欄市町の商工会議所又は商工会 |
| 白石焼 | 右欄に掲げる団体に加入する事業者 | 白石焼陶器組合 |
| 諸富家具・建具 | 同上 | 諸富家具振興協同組合 |
| 小城羊羹 | 同上 | 小城羊羹協同組合 |
| 神埼そうめん | 同上 | 神埼そうめん協同組合 |
| 西川登竹細工 | 同上 | 佐賀・長崎竹工販売組合 |
| うれしの茶 | 右欄に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を | 嬉野茶商工業協同組合 又は佐賀県茶商工業協 |

| | | |
|--------|-------------|---------------------------------------|
| | 取り扱う事業者に限る。 | 同組合 |
| 名尾手漉和紙 | 右欄に掲げる事業者 | 名尾手すき和紙株式会社 |
| 鍋島緞通 | 同上 | 株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり |
| 肥前びーどろ | 同上 | 副島硝子工業株式会社 |
| 浮立面 | 同上 | 小森恵雲又は中原恵峰 |
| 弓野人形 | 同上 | 江口人形店 |

別表第3（第5条関係）

| 要件別 | 確認書類 |
|-----------------|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ・移住先の住民票の写し ・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者が外国人の場合） ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し |
| 世帯向けの金額を申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住先の住民票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所を確認できる書類） ・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類） |
| 就職に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（就職）（様式第2号の1） |
| 起業に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・起業支援金の交付決定通知書の写し |
| 農林漁業に関する要件 | （就農準備研修受講の場合） |

| | |
|--------------------|--|
| に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知の写し (就農の場合) ・青年等就農計画等の承認書の写し又は新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し (林業の場合) ・就業証明書（漁業・林業）（様式第2号の2） ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し (漁業の場合) ・就業証明書（漁業・林業）（様式第2号の2） ・長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し (研修受講後に申請する場合) ・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） |
| 空き家活用に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・白石町空き家・空き地バンク制度活用を証する書類の写し ・空き家取得の成立を証する書類（契約書、覚書、所有者の変更を証する書類等）の写し |
| 伝統工芸等に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> (就業の場合) ・就業証明書（伝統工芸等）（様式第2号の6） (開業の場合) ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・別表第2「団体等」に加入したことを証する書類の写し |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>(研修開始後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講及び就業等に関する申告書(伝統工芸等) (様式第2号の4) ・受講中証明書(伝統工芸等) (様式第2号の5) 又は伝統工芸等研修の受講中であることを証明する書類の写し <p>(研修受講後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸等研修の受講証明書の写し(受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの) |
| スポーツ振興に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(スポーツ) (様式第2号の3) |